

中間案に対する意見等について(9月29日版)

参考

修正箇所	修正した文言等	委員ご意見等	中間案への反映等
1 前文 28ページ 7行目		<p>条例制定の理由や今後取り組むべきことがわかるよう、障害者の人権が尊重されなかった時代から共生社会までの経緯がわかるよう、生活圏拡張運動などに是非触れて欲しい。(白江委員)</p>	<p>・前回、「差別に関するこれまでの経緯」と修正し、趣旨を反映することとしたい。</p>
2 目的 28ページ 10行目～ 17行目		なし	
3 定義 28ページ 21行目～ 22行目		<p>・障害に指定難病を加えてはどうか。(中村晴委員) ・指定難病ではなく「難病」とすべき。(白江委員) ・固有の病名を入れることになれば、同じ病という立場からは難病以外の病を入れなければ整合性が保てない。(川村委員)</p>	<p>・より幅広い障害を対象とできるよう、障害者基本法及び障害者差別解消法における定義に従うこととしたい。</p>
4 基本理念 29ページ 5行目～ 6行目		<p>「全ての障害者…」はこの部分は、障害者差別解消法ではなく、障害者基本法第1条の「全ての国民」を参考にして「全ての市民は…」とすべき。(久保野委員)</p>	<p>・障害者基本法第1条の表現「全ての市民が…」については、より高邁な理念であることから、前文で触れることを検討し、障害による差別の解消を推進するための基本理念としては、障害者基本法第3条及び障害者差別解消法第1条から引用した原文のままとしたい。</p>
5 市、事業者、市民の責務や役割 29ページ 16行目		<p>女性と児童は別の項目としてはどうか。(諸橋委員)</p>	<p>・障害者への配慮は、性別、年齢、状況等に応じてなされるものなので、項目を分けないこととしたい。</p>
6 不当な差別的取扱いの禁止等 29ページ 25行目～ 27行目		<p>市の役割に「指導・監督」を加えるべき。(桔梗委員)</p>	<p>・事業者への指導監督は障害者総合支援法等個別法に基づいて権限が行使されることからこの項目には盛り込まないこととしたい。 ・市内部における指導・監督については、市の事務事業は障害者施策推進協議会により監視が行われているとともに、その施策の推進については、協議会事務局である障害企画課が担うものであり、条例のレベルで盛り込むことはなじまない。ただし、施策の推進に係ることについては、別途検討する。</p>
		<p>市民の役割に「心豊かな市民になるよう」と加えてはどうか。(目黒委員)</p>	<p>・趣旨は理解するが、市民の役割として盛り込まないこととしたい。</p>
		<p>「医療」では、「隔離」を「自由な行動を制限すること」とすべき。(岩館委員)</p>	<p>・パブリックコメントの意見も踏まえた上で論点を整理し、次回協議会で検討することとし、中間案では原文のままとしたい。</p>
		<p>「医療」における「隔離」は、結核など感染症の場合もありうるのではないか。精神科医療だけを想定しているのであれば違和感を感じる。医療全体に関する規定であるべき。(川村委員)</p>	
		<p>「医療」では、「希望しない長期の入院」を「治療に結びつかない入院」「不必要な治療」としてはどうか。(諸橋委員)</p>	

中間案に対する意見等について(9月29日版)

参考

修正箇所	修正した文言等	委員ご意見等	中間案への反映等
6 不当な差別的取扱いの禁止等			
30ページ 12行目～ 13行目		健康診断を受けたくても受けられないこともあることを踏まえ、「必要と認められる健康維持への支援を提供しないこと」を加えてはどうか。(鈴木直委員)	・パブリックコメントの意見も踏まえた上で論点を整理し、次回協議会で検討することとし、中間案では原文のままとしたい。
	「長期間」を削除	「医療」における「長期間」は必要ないのではないか。(久保野委員)	・障害者が希望しない入院は、短期間であっても不当な差別的取扱いに該当するため、「長期間」は削除することとしたい。
30ページ 8行目～ 9行目、 12行目		「医療」や「福祉サービス」には、「障害者が希望しない」とか「障害者の意思に反して」とあるが、家族の意思等も加えることとしてはどうか。(佐々木委員)	・障害者の家族への支援は大事であるが、障害を理由とする差別の解消を推進する観点からは、障害者本人の立場に立つべきであることから、家族の意思等については盛り込まないこととしたい。
30ページ 17行目～ 19行目		「教育」では、「就学すべき学校を選択するにあたっては」としてはどうか。(諸橋委員)	・学校教育法等関係法令では「選択」という制度になっていないため、原文のままとしたい。
30ページ 28行目～ 34行目	「情報の提供又は意思表示を受ける場合」 ⇒「情報を提供する場合」「意思表示を受ける場合」に別立てとする	「情報の提供」と「意思表示」を分けるべき。(白江委員)	・ご意見を踏まえ修正。
30ページ 5行目～ 36行目		障害者虐待防止法には養護者への支援についても規定されている。分野に虐待を加え、家族等も考慮できるようにしてはどうか。(杉山委員)	・障害者虐待については、これまでも障害者虐待防止法に基づき対応していることから、盛り込まないこととしたい。なお、「差別に関する相談等」では、障害者の家族からの相談についても対応することとしている。
		家族の負担軽減等に関することをどこかに入れるべきではないか。(久保野委員)	
		国のガイドラインにもあるように「他の者とは異なる取扱い」を加えるべきでは。(市川委員)	・パブリックコメントの意見も踏まえた上で論点を整理し、次回協議会で検討することとし、中間案では原文のままとしたい。
7 合理的配慮の提供			
31ページ 13行目～ 20行目		なし	
8 基本的な施策			
32ページ 4行目	「理解不足」	「理解の不足」を「理解不足」としてはどうか。(坂井委員)	・ご意見を踏まえ修正。
32ページ 3行目～ 22行目		「住まいの場の確保」「生きがいの持てる活動(日中活動等)」「緊急時の対応」を追加して欲しい。施策全般にわたるが、誰もが暮らしやすい仙台市にするには不可欠なテーマ。(白江委員)	・これまでの協議会において、議論されていない内容であり、中間案には盛り込まないこととしたい。 ・次回協議会において検討する。

中間案に対する意見等について(9月29日版)

参考

	修正箇所	修正した文言等	委員ご意見等	中間案への反映等
9	差別に関する相談			
	33ページ 10行目～ 17行目		「調整委員会の構成」を盛り込むべき。(諸橋委員)	・今後、パブリックコメント等を踏まえ、盛り込む必要性等について検討したい。
	33ページ 17行目	「必要な措置を講じるよう勧告することを」	「必要な措置を講じるべきことを勧告するよう」をわかりやすい表現にすべき。(坂井委員)	・ご意見を踏まえ修正。
			「必要な措置を講じる」とは何を勧告するのかあいまい。(久保野委員)	・あっせん案の受諾等を想定しているが、その他の措置が必要な場合にも対応できるよう、このような表現としたい。
10	その他			
			差別解消法にも見直し規定があるので、条例にも入れるべき。(杉山委員, 白江委員, 中村祥委員)	・条例については、必要があれば改正できるので、見直し規定は盛り込まないこととしたい。
			本条例施行に伴う予算措置についても盛り込むべき。(白江委員) 調整機関設置、啓発活動等を行う上で、予算措置(担保)は不可欠だと思う。	・基礎自治体である市の施策実施に関しては、予算措置は当然であり、盛り込まないこととしたい。
			名称を差別禁止条例としてほしい。(白江委員) 目的を明確にし、インパクトのある条例にすることが最初は肝要だと思う。 あいまいな耳触りだけ良いものでは、本質が伝わらないと思う。 前文及び目的でその意図が伝わるように書き込む必要はある。 これまでの歴史的経緯を考えると、しっかり今回の法律施行と条例制定の意義を伝えることが重要だと思う。今後、見直していく中で、その進展に合わせて名称も変えていくことで、進捗(社会の変化)も明らかになる。	・ご意見として承ります。